

起業ガイドブック



起業の各種相談窓口

■前橋市内の起業に関する相談窓口一覧

相談窓口	相談内容	電話番号
前橋市 産業政策課	創業全般(融資、補助金、セミナーなど)	027-898-6983
前橋市創業センター	創業全般(各種助言、セミナーなど)	027-289-9666
日本政策金融公庫 前橋支店 国民生活事業	融資に関すること	027-223-7311
群馬県信用保証協会 経営支援課	創業相談、事業計画書作成など	027-219-6003
女性創業応援チーム「シルキークレイン」	女性の創業相談、事業計画書作成など	027-219-6003
群馬県よろず支援拠点	経営全般について	027-265-5016
前橋市市民活動支援センター	ソーシャルビジネスに関して	027-210-2196
前橋商工会議所 経営支援部	創業相談、事業計画書作成など	027-234-5115
前橋東部商工会	大胡・宮城・粕川地区に特化した創業相談	027-283-2422
富士見商工会	富士見地区に特化した創業相談	027-288-2593
群馬県行政書士会 事務局	許認可、補助金申請書類の作成など	027-234-3677

目 次

1. 起業の準備	2P
2. 起業について学ぶ	6P
3. 起業の相談	8P
4. インキュベーション施設	9P
5. 融資(資金調達)	12P
6. 補助金制度	13P
7. まちなかの取り組み	19P
8. 特定創業支援等事業	20P

起業の準備

起業準備チェックシート

実際に起業するまでに、事前にどの程度検討し、準備していたかがその後の経営を左右するといっても過言ではありません。あなたの決意と準備をまずはシートで分析してから、起業に取り組みましょう。

チェック	質問	コメント
<input type="checkbox"/>	起業の動機が明確になっていますか？	動機があいまいでは、さまざまな困難を乗り越えていくことはできません。
<input type="checkbox"/>	経験や知識はありますか？	起業しようとする事業内容が、顧客のニーズや時代の流れに合っているでしょうか？技術・技能・ノウハウなどの習得には経験がとても大切です。また、受注先を確保できるかどうかは、これまでの人脈、信用が大きく左右します。
<input type="checkbox"/>	事業継続のビジョンはありますか？	経営者は法律、経理労務など幅広い知識のほか、強い意志、努力、体力が不可欠です。加えて十分な金銭感覚が必要となります。
<input type="checkbox"/>	家族の理解はありますか？	家族の理解と協力があって成功への道が開けます。信頼できる協力者としての家族は困難を乗り越えていくときの支えになってくれます。
<input type="checkbox"/>	場所は決まっていますか？	一般的に立地条件の良い場所は費用負担が重いので、採算面について慎重に検討する必要があります。また、所有物件の活用や立地条件に合った商品やサービスの提供についても検討してみましょう。



チェック	質問	コメント
<input type="checkbox"/>	必要な人員は確保できますか？	人件費は、事業が軌道に乗るまで重い負担となることも。必要とする人材像及び雇用形態を明確にしておきましょう。
<input type="checkbox"/>	セールスポイントはありますか？	商品やサービス、技術などの提供方法に、訴求力ある特色が出せるか考えてみましょう。他にはない独自性や新規性のあるセールスポイントが求められます。
<input type="checkbox"/>	売上高や利益などを予測してみましたか？	予測は、売上（収入）は多めに、支出（費用）は少なめにといった甘い見通しになりがちなものです。同業他社の実績など裏付けのある数字に基づいて検討しましょう。
<input type="checkbox"/>	自己資金は準備していますか？	起業を思い立ったら、まず着実に自己資金を蓄えるといった堅実な姿勢が大切です。資金の借入を行うと、その返済負担は事業の採算性を損ねることも。借入金はできるだけ少ないに越したことはありません。また、資金の借入には保証や担保が必要となる場合も。予め条件を確認しておきましょう。
<input type="checkbox"/>	開業計画をまとめてみましたか？	これまで分析した内容を踏まえて、自分の描く事業のイメージを具体的に文字や数字で確かめてみましょう。開業計画書をまとめるということは借入の際の説明資料としても役立つほか、自分のやりたいことが実現可能かを明確にするために役立ちます。

次ページで開業計画書を実際を書いてみましょう！ ⇒

起業の準備

起業検討中

開業計画書(検討用)

専 業 内 容	業種		取扱品 サービス 内容等			
	開業の動機、及び 目的、経過等					
本事業の セールスポイント						
資 金	設 備 資 金	内 容 等	金額 千円	運 転 資 金	内 容 等	金額 千円
	小 計			小 計		
設備資金・運転資金 合計		金額 千円				
計 画	上記設備資金算出根拠				上記運転資金算出根拠	

起業について学ぶ

起業検討中

起業直前

起業後

創業支援塾・スクール

起業前から起業後の方まで受講することができ、起業に関する基礎が学べます。【特定創業支援】については20ページをご覧ください。

■ しののめ信用金庫 創業塾 【特定創業支援】

- 開催時期 令和8年4月11日～6月13日
- 問い合わせ しののめ信用金庫 法人営業部 電話 027-330-1177

■ 前橋市創業支援塾 【特定創業支援】

- 開催時期 令和8年5月30日～7月18日
- 問い合わせ 前橋市創業センター 電話 027-289-9666

■ きりしん創業カレッジ 【特定創業支援】

- 開催時期 令和8年6月13日～7月25日の6回
- 問い合わせ 桐生信用金庫 伊勢崎県央ブロック 電話 0270-21-1717

■ Gunma起業塾 【特定創業支援】(予定)

- 開催時期 令和8年8月以降の5回(日程未定)
- 問い合わせ 群馬県産業支援機構 総合相談課 電話 027-265-5013



■ ぐんま創業スクール 【特定創業支援】

- 開催時期 令和8年10月以降の5回(日程未定)
- 問い合わせ 群馬県商工会連合会 経営支援課 電話 027-231-9779

■ しののめ信用金庫 創業スクール 【特定創業支援】

- 開催時期 令和8年10月以降の4回(日程未定)
- 問い合わせ しののめ信用金庫 法人営業部 電話 027-330-1177

■ 前橋商工会議所 創業スクール 【特定創業支援】

- 開催時期 令和8年11月以降の4回(日程未定)
- 問い合わせ 前橋商工会議所 経営支援部 電話 027-234-5115

■ 東和銀行 創業スクール 【特定創業支援】

- 開催時期 令和8年11月以降の5回(日程未定)
- 問い合わせ 東和銀行 法人営業部 お客様応援室 電話 027-230-1705

■ アイオー信用金庫 創業関連セミナー 【特定創業支援】

- 開催時期 令和9年1月以降の5回(日程未定)
- 問い合わせ アイオー信用金庫 地域支援課 電話 0270-30-5017

■ 群馬イノベーションスクール 【特定創業支援】(予定)

- 開催時期 令和8年4月6日～令和9年1月24日
- 問い合わせ GISアドバンス 電話 027-235-6839

起業の相談

起業検討中

起業直前

短期集中型創業支援プログラム

【特定創業支援】

複数の専門家が起業家と一緒にあって個別の課題解決に取り組み、創業の実現を支援する短期集中型コンサルティング。

- 利用対象者 これから創業を目指す人、起業後3年未満の人
- 参加費用 無料
- 事業の内容 個別の課題解決のために複数の専門家によるチームが編成され、2カ月間に最大4回分のコンサルティングが受けられる制度。専門家の選択はコーディネーター役と相談の上、決定します。特定創業支援等事業については20ページをご覧ください。
- 受付期間 随時(予算上限額到達まで)
- 相談先(一例)

■前橋市役所 創業支援施策の紹介(融資、補助金、セミナー)	■関東信越税理士会 前橋支部 税理士による帳簿の付け方、税金、財務の相談
■日本政策金融公庫前橋支店 国民生活事業 資金調達(融資)	■群馬県社会保険労務士会 社会保険労務士による雇用や助成金の相談
■群馬県信用保証協会 資金調達(融資・保証)	■群馬県行政書士会 行政書士による会社設立や許認可、外国人雇用(在留資格)の相談
■前橋商工会議所 創業相談、事業計画の策定	■群馬県中小企業診断士協会 中小企業診断士による創業相談、事業計画の策定
■前橋東部商工会 創業相談、事業計画の策定	■前橋起業支援センター 創業相談、先輩起業家による助言・指導
■富士見商工会 創業相談、事業計画の策定	■市民活動支援センター 市民活動支援、ソーシャルビジネス、NPO法人設立の相談

【問合せ】 前橋市産業政策課 産業政策係 電話 027-898-6983

インキュベーション施設

前橋市創業センター

これから起業を目指す人や起業後間もない人の事業の実現、拡大を支援するための起業家育成支援施設です。

○ 所在地

前橋市千代田町2-7-10

○ 施設概要

(1) インキュベーションオフィス

低家賃のオフィス(3タイプ、全11室)、
専門家の指導が常に受けられます。

(2) ものづくりラボ

各種工作機器を設置したラボ。
製品や商品の試作ができます。

(3) チャレンジショップ

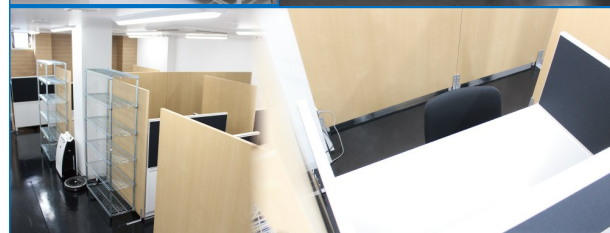
お試し創業のための1日単位で借りられる
厨房やテナント(専門家の指導可能)

(4) セミナーホール、会議室等

各種セミナーや交流会を随時実施
貸し出しも可能

○ 指定管理者(運営事業者)

一般社団法人 前橋起業支援センター



起業検討中

起業直前

起業後

【問合せ】 前橋市創業センター 電話 027-289-9666

インキュベーション施設

起業検討中

起業直前

起業後

前橋市創業センター

【 施設利用 】

センターでは、起業を志す人や起業して間もない人が低額、かつ指導を受けながら利用することができる各種施設・設備を揃えています。

■ インキュベーションオフィス（常に相談・指導が受けられる創業者向けの廉価なオフィス）

○ 対象者

原則20歳以上で、市内で新たに起業を検討している方、起業後5年未満の人、第二創業を目指す人

○ 入居期限

事業の状況や内容を毎年審査しながら、原則3年

○ 月額使用料

右表のとおり(いずれも水道光熱費と共益費込みの金額。鍵交換等は別途)。また、入居者は、市営パーク千代田に1台分の駐車が可能です。

オフィス種類	月額使用料
個室(大)	33,000円
個室(小)	19,800円
パーティションタイプ	6,600円

■ その他の施設

(1)会議室・セミナーホール

ミーティングや商談、セミナー等に活用できます。

(2)ものづくりラボ

様々な設備や工具が揃い、試作品作りやデザイン、アイデアを形にできる場所です。

(3)チャレンジショップ

飲食店や物販等様々な事業でお試し創業をすることができます。創業カフェと連携した商品開発や委託販売も行うことができます。



○ 対象者

市内で新たに起業を検討している方、起業後5年未満の方、第二創業を目指す方

※各使用料等詳細については、下記までお問い合わせください。

【問合せ】 前橋市創業センター 電話 027-289-9666

前橋市創業センター

【 経営指導・セミナー 】

インキュベーションマネージャーや相談員が経験に基づいた経営指導やアドバイスを行い、事業の立ち上げや成長の支援を行います。

■ 経営指導【特定創業支援】

センター所属のインキュベーションマネージャーや相談員が、経営者として自らの経験に基づいた指導やアドバイスを行い、起業家の事業の立ち上げや成長の支援を行います(要予約)。1カ月以上の期間にわたって4回以上の指導を受けた人は、特定創業支援等事業の証明書を取得することができます(20ページ)。

■ セミナー・イベント

およそ月1回の間隔で、起業に役立つ各種セミナーをセンターで開催しています。また、起業家の交流イベントや地域との連携事業なども行っています。

○令和8年度上半期セミナー・イベントスケジュール

開催日時	セミナー・イベント名
4月18日(土)11:00～16:00	第6回Sowフェス
5月20日(水)19:00～20:30	経営セミナー
6月13日(土)13:30～17:00	第19回まえばし女子会 ※1
7月18日(土)18:00～19:30	入居者発表会&起業家交流会
8月19日(水)19:00～20:30	女性起業家パネルディスカッション
9月16日(水)19:00～20:30	経営セミナー

※上記スケジュールは変更される可能性があります。

○参加費用

500円 ただし※1は参加費未定

【問合せ・申込】 前橋市創業センター 電話 027-289-9666

融資(資金調達)

起業家独立開業支援資金

これから起業する方や起業後3年未満の方向けの低利子の融資制度です。

○ 利用対象者

(Aタイプ) 前橋市内で起業を行う人、市内で起業後3年未満の人

(Bタイプ) 新たに市内に設立(分社)した会社で、設立後5年未満のもの

○ 融資限度額

(Aタイプ) 5,000万円

(Bタイプ) 1,500万円

○ 融資利率・返済期間

1.00%以内、1年以内の据置期間を含め10年以内

○ 担保及び保証人／償還方法

金融機関所定、元金均等償還とし、原則として月賦償還

○ 申し込み方法

市内の金融機関(支店も可能)へ直接

○ 申し込み後の流れ

金融機関による審査 → (保証協会による審査 面談あり) → 前橋市による審査

融資申込から入金(融資実行)まで、2カ月以上時間を要することがあります。

※市の承認を得るまで、事前着工(契約・発注等)は認められませんのでご注意ください。

【問合せ】 前橋市産業政策課 産業政策係 電話 027-898-6983

補助金制度

創業サポート総合制度【特定創業支援※】

これから起業する方や起業後3年未満の方向けの資金面と経営面の両面からサポートを行う制度です。

○ 制度内容

- (資金サポート①) 起業家独立開業支援資金融資に係る3年分の利子補給
- (資金サポート②) 起業家独立開業支援資金融資にかかる信用保証料の一部を補助
- (経営サポート) 中小企業診断士による最大7回の経営指導(無料コンサルティング)

○ 利用対象者

- 前橋市内で起業を行う人、市内で起業後3年未満の人であり、
- 前橋市の起業家独立開業支援資金、群馬県・日本政策金融公庫の創業融資のいずれかを利用し、中小企業診断士との面談で、制度利用が可能と診断された人
- ※利子・保証料の補助は、前橋市起業家独立開業支援資金のみ対象。それ以外は、経営指導のみ。

○ 申し込み後の流れ

(制度利用) ※融資の申し込みと同時期に行くと手続きがスムーズになるのでお勧めです。

前橋市へ申し込み → 担当する中小企業診断士と面談 → 前橋市から結果通知

(経営指導)

担当の中小企業診断士へ面談の申し込み → 面談

(利子補給・保証料補助)

毎年12月中に対象者へ案内送付 → 翌1月に申請受付 → 2~3月に交付
※年間の支払実績を報告していただいた後に補助金として交付しています

※特定創業支援等事業については20ページをご覧ください。

【問合せ】 前橋市産業政策課 産業政策係 電話 027-898-6983

起業直前

起業後

補助金制度

■ スタートアップオフィス支援補助金

(起業直前～起業後)

市内で事業所を構えて起業しようとする人、あるいは起業して間もない起業家等を対象として、事業所に係る賃借料の一部を補助します。

○ 補助対象経費

賃貸借契約に基づき賃借する本市内の事業所等の月額賃借料

令和8年度中(令和8年4月～令和9年3月で最大12ヶ月)に係る賃借料が対象です。

○ 補助内容

補助対象経費の1/3以内(月額上限3万円)

○ 確認事項

申込には特定創業支援等事業を受けたことの証明書の写しの提出が必要です。

○ 申込期間

令和8年9月1日から令和8年9月30日

■ 前橋市ぐんま技術革新チャレンジ補助金 (起業後)

中小企業が新製品・新技術を開発する事業経費の一部を県と共同で補助します。

○ 補助対象経費

原材料、機械装置、知的財産権導入、外注加工、技術指導等の経費、大学や公設試験研究機関への研究委託契約 等

○ 補助内容

補助対象経費の1/2(小規模事業者は4/5)以内(上限80万円)

○ 申込期間

令和8年4月1日から令和8年5月15日

【問合せ】 前橋市産業政策課 産業政策係 電話 027-898-6983

■ 経営計画実行補助金（起業後）

○ 補助対象経費

販路拡大・採用活動に係る広報費（ホームページ作成、見本市出展費等）、賃借料、委託外注費、設備備品費 ※設備のみの事業は対象外

○ 補助内容

- ・経営指導員による経営見直し支援&3年間の伴走支援（4半期に1度程度のフォローアップ）
- ・補助対象経費の2/3以内（補助上限額20万円）

○ 確認事項

市内で1年未満の事業者については、特定創業支援等事業を受けたことの証明書、3ヶ月以上の売上台帳、開業届もしくは法人登記事項証明書の各写しの提出が必要です。

○ 申込期間

随時（予算上限額到達まで）

○ 受付場所

前橋商工会議所 電話 027-234-5115

前橋東部商工会 電話 027-283-2422

富士見商工会 電話 027-288-2593

■ 新製品・新技術開発費補助金（起業後）

市内中小企業者の新製品・新技術を開発しようとする際に係る経費の一部を補助します。

○ 補助対象経費

原材料、産業財産権導入、外注、技術指導等の経費、大学等への調査研究委託費

○ 補助内容

【製品・技術開発枠】補助対象経費の2/3以内（上限50万円）

【新商品・特産品チャレンジ枠】補助対象経費の1/2以内（上限50万円）

○ 申込期間

随時（予算上限額到達まで）

【問合せ】 前橋市産業政策課 産業政策係 電話 027-898-6983

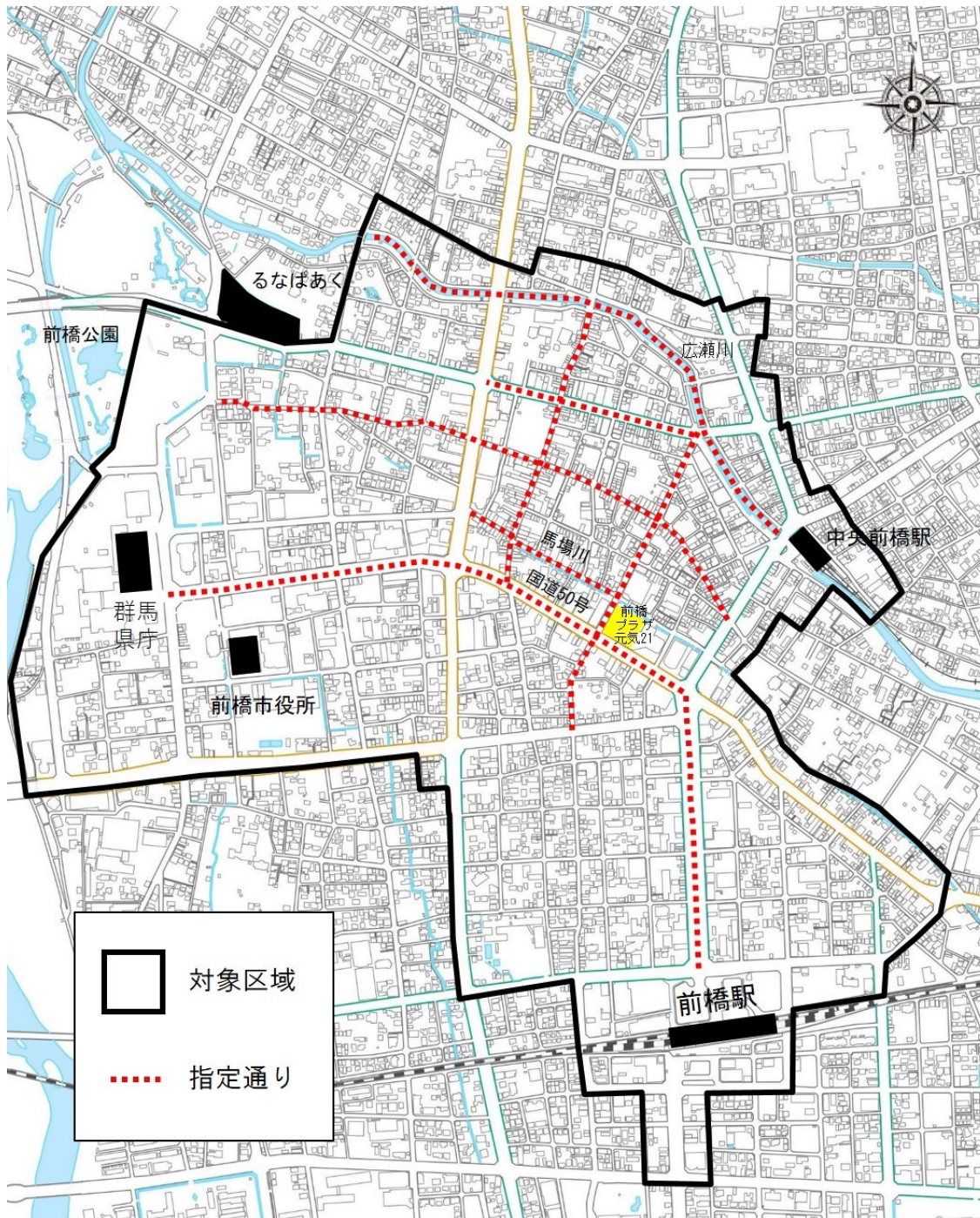
補助金制度(まちなか)

まちなかの補助金制度・取り組みの対象区域図

(17ページ)まちなか開業支援補助金

(18ページ)まちなかスモールビジネス支援補助金

(19ページ)マチスタント



※境界線の外側に接する店舗等についても対象区域に含めます。

補助金制度(まちなか)

まちなか開業支援補助金

まちなかで新たに店舗等を開業し、新たな魅力創出に寄与する事業者を対象に、店舗等の改修や備品購入に係る経費の一部を補助します。

○ 補助対象者

対象区域内(16ページ)で新たに店舗や事務所を開業する事業者

○ 補助対象経費

(1)店舗の改修工事に係る費用(内装、外装、空調、給排水設備工事等)

(2)店舗等で使用する耐用年数1年以上で取得価格が10万円以上の備品購入費

※工事等を着工する前に補助金の申請が必要となります。

○ 補助内容

対象経費の1/2以内(補助上限額は下表のとおり)

開業場所	昼間主	夜間主
指定通り以外の2階以上及び地下	50万円	25万円
指定通り以外の1階または指定通りの2階以上及び地下	80万円	40万円
指定通りの1階	100万円	50万円

※ まちに根付いた宿泊施設を開業する場合、「まちやど型」として補助上限額が200万円となります。

※ 「まちやど」は、一般財団法人日本まちやど協会の商標であり、「まちやど」の商号利用には協会の認定が必要です。

※ 開業物件における本市が定める要件を満たし、かつ、本市が設ける審査で適合と判断された事業については、前橋市アーバンデザイン加速化事業として補助上限額が200万円となります。(予算により件数は限られます。)

○ 補助を受ける条件

・前橋版電子地域通貨「めぶくPay」の加盟店となることが条件となります。

(小売業、飲食業または生活関連サービス業は必須です。)

・指定通り(16ページ)に面する1階店舗で開業する場合、別途審査が必要となります。

起業直前

起業後

【問合せ】 前橋市にぎわい商業課 商業振興係 電話 027-210-2188

補助金制度(まちなか)

まちなかスモールビジネス支援補助金

まちなかの空きスペースや公共空間等を活用し、実店舗開業に向けたチャレンジ出店する方を対象に、出店にかかる経費の一部を補助します。

○ 補助対象者

対象区域内(16ページ)の空きスペース等でチャレンジ出店を行う事業者

- ・ まちなかでの実店舗開業に向けた市場性調査等が目的であること
- ・ 空きスペースや空き時間、公共空間等を活用した出店であること

※ その他の条件等については、にぎわい商業課へお問い合わせください。

○ 補助対象経費

出店料・広告宣伝費、レンタル・リース料、その他出店に係る費用

※ 事業を開始する前に補助金の申請が必要となります。

○ 補助内容

対象経費の2/3以内

補助上限額は5万円

○ まちなかでチャレンジ出店できる場所

- ・ 前橋中央イベント広場
- ・ 前橋駅北口ロータリー歩道上
- ・ まちなか工房CHU-BORN
- ・ 前橋駅北口駅前広場
- ・ 前橋中央通り 商店街
- ・ 前橋駅北口けやき並木通り西側
- ・ 広瀬川河畔小広場
- ・ 無印良品前橋中央通り商店街『一坪開業スペース』

出店可能なスケジュールや出店料、条件等の詳細は本市ホームページをご確認ください。



【問合せ】 前橋市にぎわい商業課 商業振興係 電話 027-210-2188

まちなかの取り組み

マチスタント

マチスタントは「まちのアシスタント」として、まちの様々な方と協働しています。まちなかで、何かやりたいことがある方はお気軽にご連絡ください。

まちなかで何かやってみたい方に対して、まちづくりの動きを紹介しながらの「まち歩き」や補助制度のご案内など、様々な取り組みでサポートします。

そこから生まれる”つながり”や”発見”が、何かのヒントになるかもしれません。

起業直前

起業後



【問合せ】 前橋市にぎわい商業課 商業振興係 電話 027-210-2188

特定創業支援等事業

特定創業支援等事業(特典)

前橋市創業支援等事業計画の中で、「特定創業支援等事業」に位置付けられている経営指導・講座などを受講すると特典があります。

○ 特定創業支援等事業に位置付けられている創業支援メニュー

【創業スクール】

- (1)しののめ信用金庫創業塾
- (2)前橋市創業支援塾
- (3)きりしん創業カレッジ
- (4)Gunma起業塾(予定)
- (5)ぐんま創業スクール
- (6)しののめ信用金庫創業スクール
- (7)前橋商工会議所創業スクール
- (8)東和銀行創業スクール
- (9)アイオー信用金庫創業関連セミナー
- (10)群馬イノベーションスクール(予定)

【経営指導】

- (11)創業サポート総合制度
- (12)前橋市創業センター専門員による継続的経営指導
- (13)短期集中型創業支援プログラム

○ 特定創業支援等事業を受けた際の特典 ※各機関による審査が別途あり

- (1)株式・合同会社の法人登記における登録免許税の軽減
- (2)創業関連保証の特例(事業開始6カ月前から利用可)
- (3)日本政策金融公庫の新規開業・スタートアップ支援資金貸付利率の引き下げ
- (4)本市スタートアップオフィス支援補助金や経営計画実行補助金の対象者要件充足
- (5)国の小規模事業者持続化補助金の補助上限額の拡充

○ 特定創業支援等事業の特典を受けるには

- (ステップ1)上記の創業支援塾などを受講(受講時間・期間等に条件あり)
- (ステップ2)受講後、市産業政策課へ証明書発行を依頼(発行には数日要します)
- (ステップ3)証明書を各機関へ提出

【問合せ・申込】 前橋市産業政策課 産業政策係 電話 027-898-6983



前橋市